**児童・生徒の就学援助費制度のお知らせ**

１　就学援助

経済的な理由によって、お子さんの就学諸費用にお困りの場合、保護者の方に学

用品費などの援助を行っています。

1. 援助を受けることができる方

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、下記の項

目に該当する方です。

ア　当該年度の町県民税が非課税世帯に属する保護者で相当の財産を保有してい

ない者

イ　当該年度の町県民税の所得割が非課税世帯（均等割のみの世帯）に属する保護

者で相当の財産を保有していない者

ウ　学校長が、災害や失業等により援助が必要だと認める状態にある者

（２）受けられる援助 （年間額）

　①　学用品費

　②　新入学児童生徒学用品費

　③　修学旅行費

２　就学援助費年間支給額

学年により支給品目、金額等は異なります。

支給は９月に行います。

1. 小学校の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学年 | 年間支給額 | 支給用品 |
| １年 | ３２，５１０ | 新入学学用品費、学用品費 |
| ２年～５年 | １４，７８０ | 学用品費 |
| ６年 | ３５，３８０ | 学用品費、修学旅行費 |

1. 中学校の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学年 | 年間支給額 | 支給用品 |
| １年 | ４６，７８０ | 新入学学用品費、学用品費 |
| ２年 | ２６，０５０ | 学用品費 |
| ３年 | ８１，９５０ | 学用品費、修学旅行費 |

３　就学援助費の申請について

1. 就学援助費の受給を希望する保護者の方は、お子様の在学する小学校・中学校

の担任に申し出て下さい。学校を通して申請書類を教育委員会に提出していただ

きます。本年１月１日以降に小海町へ転入された方は、前住所地が発行する所得

証明書を添付して下さい。（中学校の場合には小海町、北相木村、南相木村へ転入

された方）

1. 同一世帯で小学校、中学校のどちらにも在学している場合は、必ず小中学校両

方へ申し出て下さい。（どちらかを辞退する時は申し出て下さい。）

1. 年度当初一斉に申請を受け付けますが、年度途中で病気・災害等により経済状

況に変化が生じた時は、その時点で学校へ相談して下さい。

４　認定について

申請に基づき、教育委員会が調査を行い認定しますが、所得制限等により認定さ

　れない場合もありますのでご了承下さい。

５　その他

ご不明な点は、学校または小海町教育委員会へお問い合わせ下さい。

〒384-1103

長野県南佐久郡小海町大字豊里285番地

小海町教育委員会

小海町北相木村南相木村中学校組合教育委員会

TEL　0267-92-2391

FAX　0267-92-4444

Email　kyouiku@koumi-town.jp